

「(仮称)苓北風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社レノバが、熊本県天草市及び天草郡苓北町において、最大で総出力約67,500kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の周辺には、「自然公園法(昭和32年法律第161号)」に基づく雲仙天草国立公園(天草地域)があり、また、同区域及びその周辺には、「森林法(昭和26年法律第249号)」に基づき指定された保安林が存在するなど自然環境の保全上重要な地域である。また、同区域及びその周辺は、マナヅル、ナベヅル等のツル類のほか、アカハラダカ等の主要な渡り経路になっている可能性があることから、本事業の実施に伴い、これらの鳥類への影響が懸念される。さらに、同区域内及びその近隣には複数の住居が存在していることから、工事中及び供用時における騒音並びに供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

### (2) 事業計画の見直し

2.(1)(2)により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2. 各論

### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域内及びその近隣には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住

居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域内及びその近隣には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、マナヅル、ナベヅル等のツル類のほか、アカハラダカ等の主要な渡り経路になっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、「砂防法(明治30年法律29号)」に基づき指定された砂防指定地、「山地災害危険地区調査要領(平成18年7月林野庁)」に基づく崩壊土砂流出危険地区等が存在しており、当該区域は土地の改変に慎重を要する区域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、雲仙天草国立公園(天草地域)の利用計画に位置付けられている富岡園地のほか、人と自然との触れ合いの活動の場にもなっている天竺等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測を行うこととともに、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。